

群馬大学大学院 パブリックヘルス学環（博士後期課程）

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

I. 設置の趣旨及び必要性	2
II. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	7
III. 教育課程の編成の考え方及び特色	8
IV. 教育方法・履修指導・研究指導の方法及び修了要件	11
V. 基礎となる修士課程との関係	15
VI. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	16
VII. 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施	17
VIII. 入学者選抜の概要	19
IX. 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色	21
X. 研究の実施についての考え方、体制、取組	22
XI. 施設・設備等の整備計画	24
XII. 管理運営	25
XIII. 自己点検・評価	26
XIV. 情報の公表	27
XV. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組	29

I. 設置の趣旨及び必要性

1. 群馬大学の沿革と理念

群馬大学は、群馬師範学校・群馬青年師範学校・前橋医科大学・桐生工業専門学校を包括し、昭和 24 年に新制大学として、学芸学部・医学部及び工学部の 3 学部で発足した。

改組を経て、現在では共同教育学部・情報学部・医学部・理工学部の 4 学部と、教育学研究科・情報学研究科・医学系研究科・保健学研究科・理工学府の大学院 5 研究科、及び、パブリックヘルス学環・医理工レギュラトリーサイエンス学環の 2 つの研究科等連係課程からなる、学部生約 5,000 人、大学院生約 1,200 人を擁する北関東の高等教育の拠点となる大学である。グローバルイニシアチブセンター、重粒子線医学研究センター、ケイ素科学国際教育研究センター、未来先端研究機構、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センターなどの教育・研究組織との密な連携の下、これまでに地域の知の拠点として地域社会の教育・文化的水準の向上、地域医療を担う中核として医療福祉の向上への貢献は勿論、様々な分野で国際的に活躍する多くの優れた人材を輩出してきている。

特に大学院に関しては、昭和 30 年に医学研究科（現医学系研究科）、昭和 39 年に工学研究科（現大学院理工学府）、平成 2 年に教育学研究科、平成 10 年に社会情報学研究科、平成 23 年に保健学研究科を設置し、必要に応じて改組を行いながら、令和 6 年に情報学研究科、パブリックヘルス学環及び医理工レギュラトリーサイエンス学環を新たに設置し、さらに令和 7 年に食健康科学研究科を設置すべく準備を進めている。更なる知の拠点として地域の人材育成や地域社会を支える基盤となると同時に、グローバルな視点で活躍できる人材を輩出する大学を目指している。

2. パブリックヘルス学環博士後期課程の設置の趣旨及び必要性

(1) 社会的背景

国際競争が激化する今後の「知識基盤社会 (knowledge-based society)」において、資源に恵まれない我が国が科学技術創造立国として国際競争力を維持・向上させていくためには、科学技術や学術活動の基盤となるような、新たな知を創造・継承・活用できる人材を、大学院においていかに養成し社会に輩出するかが極めて重要な課題となっている。

また、グローバル化が進む知識基盤社会において、国際競争力を強化するためには、人材交流を含めた国際交流の強化が必須であり、国境を越えた高等教育の提供という観点からも、国際的に通用する質の高い教育能力を持った大学院への改革が求められている。

即ち、我が国の大学院が国際的にも信頼される「魅力ある教育」を展開していけるか否かが、我が国の将来を大きく左右するファクターであることを理解し、その観点から大学院の人材養成機能の強化に取り組んでいくことが急務である。

「博士人材活躍プラン」の「4. 解決すべき課題・現状」にも記載してあるように、各国と比較して我が国の博士号取得率は低い、その理由としては、少子化による進学者数の減少以外に、博士課程修了後のキャリアパスの不安定さ、研究環境や待遇の不足、社会的評価の低さ、産学連携の弱さといった多くの要因があると思われる。博士号取得率の低さは、技術革新や経済競争力、教育水準、科学リテラシーなどにマイナスの影響を与える可能性があり、日本社会全体の持続的発展にとって不利となる。将来の研究者や高度人材を増やし、国としての競争力を維持するために、修了生の進路の把握、複数のロールモデルの提示、博士号取得者へのキャリア支援体制の強化、優秀な学生への経済的インセンティ

ブの充実、研究環境の改善なども必要と思われるが、それ以上に、社会の求める人物像を育成・輩出できる魅力的な学位プログラムの樹立が必須となる。

人類の歴史を振り返ってみると、それは感染症との闘いの連続であり、2020年以降全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を始め、今後も発生が予想される新規感染症に対しては、臨床医学（診断と治療）だけでなく、その予防などの医療行政面での課題を解決せねばならない。特に、COVID-19に関しては、高齢者などの基礎疾患を持つ患者の重症化が重要な問題であることが露呈した。このことから、感染症だけに限らず、地域住民の健康保持・増進の重要性と、公衆衛生学という学問の重要性が再認識されることとなった。地域毎に医療資源の分布、人口密度や高齢化の状況、地理的条件が異なるため、感染症の予防と蔓延防止には、それぞれの地域固有の対策が必要となる。それぞれの地域で医療、介護、保健、産業、市民、行政が協力体制をつくるためには、各職種において予防医学、疫学などの公衆衛生学の知識を持った人材を地域レベルで計画的に輩出していく必要がある。さらに、保健・医療・介護分野のビッグデータの分析に基づく予防・治療・リハビリテーションの最適化に貢献できる人材の養成が求められている。

その公衆衛生学の専門知識・技能を持った人材の育成については、例えば古くから公衆衛生の専門教育が制度化されており100校以上の公衆衛生大学院を持つ米国などとは異なり、我が国では専門職大学院・プログラム校を合わせて公衆衛生を学べる大学院は約20校と圧倒的に少なく、予防医学や公衆衛生学に精通した人材を育成する教育・研究機関が不足している。

地域住民の健康保持・増進のためには、その地域の事情に柔軟に対応できる医療行政が必須であり、そのために、予防医学・疫学などの公衆衛生学をさらに発展させたパブリックヘルスの専門家が絶対的に必要である。しかし、群馬県及び隣接する埼玉県、栃木県の関東北部地域には、予防医学・疫学などの公衆衛生学の専門家を輩出する教育機関が長い間存在せず、充実した地域医療体制を構築していく人材を育成することが出来ていない状態であった。結果として、群馬県内には保健所が10箇所存在するが、保健所長は全員2箇所以上の保健所長を兼務している状況である。この状況を打破するため、群馬大学では医学系研究科と保健学研究科が密に連携した研究科等連係課程として、従来の公衆衛生学に加えて最先端のデータサイエンスを学修することができるパブリックヘルス学環修士課程（以下「本修士課程」という）を令和6年度に新たに設置し、社会健康医学学位プログラムの運用を開始した。

（2）大学院改革

ア 群馬大学大学院が目指す大学像、大学院改革継続の必要性

本学の大学院は、「知の拠点として地域の人材育成や地域社会を支える基盤となると同時に、グローバルな視点で活躍できる大学を目指す」との学長ビジョンの実現のため、①データ駆動型社会、SDGsの実現のために、専門性を活かして、エビデンス（データ）に基づいて複雑な社会課題を分析・評価し、解決策を提案・実装できる高度人材の育成、②データサイエンス、レギュラトリーサイエンスの強みを持つ地域の中核大学として、その機能を強化し、地域の産業力強化やグローバル展開に貢献できる大学、③国内外の優秀な大学院生が集まり、活躍できる環境（ダイバーシティ）の提供と新興分野への取組を促進する分野横断的なカリキュラムデザインに基づく大学院プログラムの構築を目指している。

- ・ 専門分野を超えた俯瞰力の育成や、より新しい学問領域の創出・育成
- ・ 複数の領域に渡る高度な専門的知識の教育の体制
- ・ 各機構、センター所属教員の教育参画
- ・ データサイエンス、レギュラトリーサイエンス、AI 技術、重粒子線医学、食健康科学などの大学の研究上の強みや戦略的分野を活かした人材育成
- ・ 地域の自治体や企業等のニーズを踏まえた教育

という面を強化すべく、分野を横断したカリキュラムデザインに基づく魅力的な大学院教育プログラムの構築やその改善、大学院教育のビジョンや戦略の中で、世界から認知される大学として新たな学問分野の確立のために、大学院改革を継続する必要がある。

イ 研究科等連係課程を設置する必要性

従来の学位プログラムにおいては、学生の所属する組織と、教員が所属する組織と、学位プログラムが全て一対一対一の関係で、学生や教員が、自らが所属する学部・研究科以外の教育・研究リソースを活用することが組織の構造上困難であり、それが、世界に通用する研究力の維持の足枷となっていた。また、絶えず人材のニーズが変化し続ける社会からは、多様な知識・技能を持った人材の輩出が求められている。

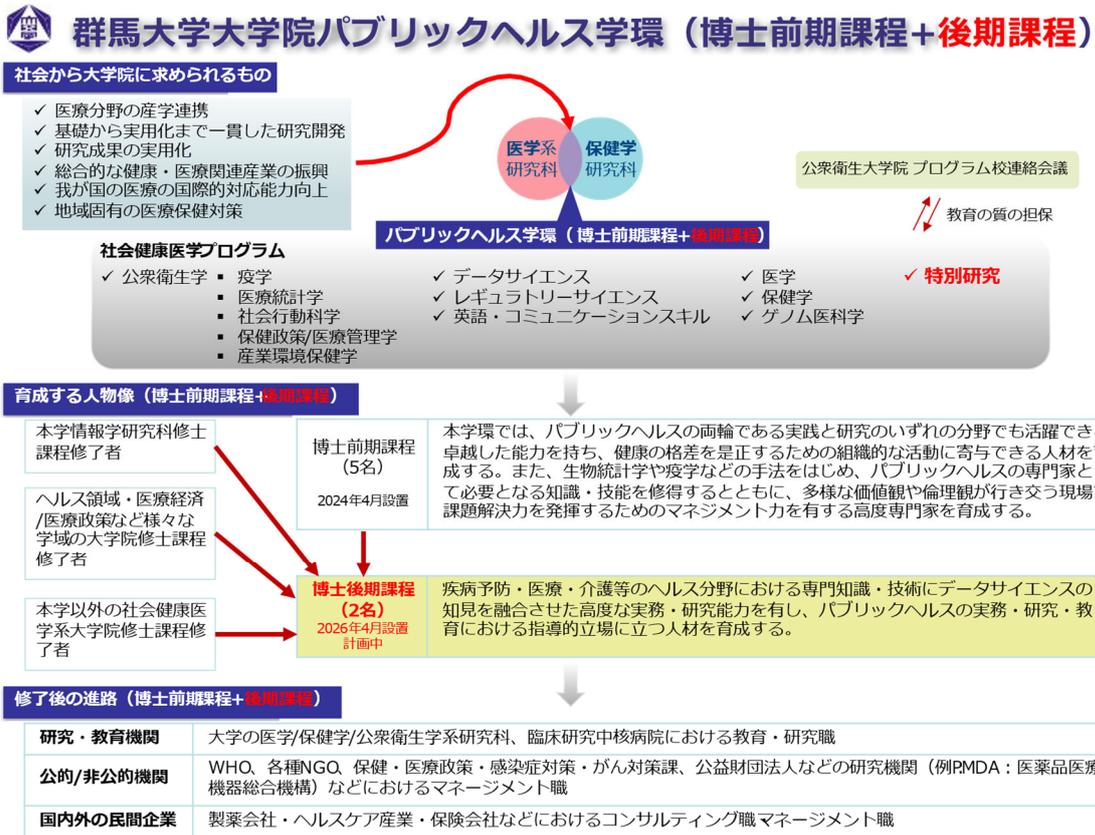
そのため、学部・研究科等の組織の枠を越えた研究科等連係課程学位プログラムの設置により、学内の教育・研究リソースを最大限活用することによる学部・研究科等横断的な広範囲で学際的な教育・研究の展開が可能となり、大学の研究力の大幅な向上は勿論、ごく一部の研究分野だけでなく他分野の知識・技術をも修得した、絶えず変化し続ける社会に要求される人材の育成が、期待できる。

本学では、医学系研究科と保健学研究科が密に連携した研究科等連係課程として、従来の公衆衛生学に加えてデータサイエンスを学修することができる社会健康医学プログラムを運用する本修士課程を令和6年度に新たに設置した。国際的な公衆衛生大学院設置基準である疫学、生物統計学、医療政策学、社会科学・行動科学、環境保健学の5領域を、医学系研究科及び保健学研究科の教員による体系的な教育課程として展開している。そして、データサイエンス領域に関しては、同じく令和6年度に設置された情報学研究科の教員も科目を分担している。今後、最先端のデータサイエンス教育を加えた社会健康医学プログラムを運用できるように準備を進めているところである。医学系研究科、保健学研究科、情報学研究科の密な連携により本学環の教育がさらに発展することが期待される。本学環に参加する教員にとっても、既存の学術分野を横断して創られた新たな学術分野と連携することで、教員の資質向上及び新たなシーズの発見に繋がることを期待できる。

(3) パブリックヘルス学環博士後期課程設置の必要性

本修士課程では、パブリックヘルスの両輪である実践と研究のいずれの分野でも活躍できる卓越した能力を持ち、健康の格差を是正するための組織的な活動に寄与できる人材を育成することを目的としている。しかしながら、このような人材を将来にわたり安定的に育成するためには、高度な実務・研究能力を有し、パブリックヘルスの実務・研究・教育における指導的立場に立つ人材を育成する博士後期課程の設置が急務である。また、本修士課程を修了する人材が、さらに深く学問を追求する場が必要であるとともに、パブリックヘルス分野での学修を希求する他学域の大学院修士課程修了者を受け入れることができ

る博士後期課程を設置する必要がある。群馬県を含む関東北部に疾病予防・医療・介護等のヘルス分野における専門知識・技術にデータサイエンスの知見を融合させた高度な能力を有する専門家を安定的に育成するためには、博士後期課程の設置が強く求められる。(図1)



(図1 パブリックヘルス学環概念図)

3. 博士後期課程を設置する意義

本学の大学院は、「知の拠点として地域の人材育成や地域社会を支える基盤となると同時に、グローバルな視点で活躍できる大学を目指す」との学長ビジョンの実現のため、①データ駆動型社会、SDGsの実現のために、専門性を活かして、エビデンス(データ)に基づいて複雑な社会課題を分析・評価し、解決策を提案・実装できる高度人材の育成、②データサイエンス、レギュラトリーサイエンスの強みを持つ地域の中核大学として、その機能を強化し、地域の産業力強化やグローバル展開に貢献できる大学、③国内外の優秀な大学院生が集まり、活躍できる環境(ダイバーシティ)の提供と新興分野への取組を促進する分野横断的なカリキュラムデザインに基づく大学院プログラムの構築を目指し、大学院改革を継続している。

上記の大学院改革の一環として、令和6年度に設置された本修士課程は、パブリックヘルスの両輪である実践と研究のいずれの分野でも活躍できる卓越した能力を持ち、健康の格差を是正するための組織的な活動に寄与できる人材を育成することを目的としている。

このような人材を将来にわたり安定的に育成するためには、高度な実務・研究能力を有し、パブリックヘルスの実務・研究・教育における指導的立場に立つ人材の育成が必要であり、博士後期課程は欠くことが出来ない。また、博士後期課程を設置することは、本修士課程を修了した人材にとっても、さらに深くパブリックヘルスを追求する場が備わることになる。さらには、パブリックヘルス分野での学修を希求する他学域の大学院修士課程修了者を受け入れることが可能になる。パブリックヘルス学環に修士課程（博士前期課程）と博士後期課程が備わることにより、本学の大学院改革をさらに一歩進めることができ、我が国の「博士人材活躍プラン」の「3. 目指す姿」に示されている「博士人材が、アカデミアのみならず、多様なフィールドで活躍する社会の実現」にも資するものとする。

4. 養成する人材像

本博士後期課程では、高度な実務・研究能力を有し、パブリックヘルスの実務・研究・教育における指導的立場に立つ人材を育成することを目的とする。アカデミアのみならず公的機関や産業界で、高度な実務・研究能力を活用して新たな価値を生み出し、社会を変革できる人材を育成する。

本博士後期課程の修了者は、1) アカデミアで社会健康医学を探究するとともに後進の育成に携わる教育研究者、2) 国や地方自治体等の機関において地域住民の健康保持・増進にかかる行政施策の立案と社会実装に貢献できる研究者、3) 医療機関において最先端の医療データに基づく社会健康医学に取り組む臨床研究者、4) 企業において最先端の医療・予防医療に資する薬剤、製品、サービスの開発と社会実装に貢献できる研究者、などの立場で活躍することが期待される。

5. ディプロマ・ポリシー

パブリックヘルス学環（博士後期課程）の設置目的や養成する人材像を踏まえ、次のとおりディプロマ・ポリシーを定める。

以下の能力を身に付け、所定の単位（16 単位以上）を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、博士（社会健康医学）の学位を授与する。

- ① グローバル・スタンダードな公衆衛生の5つの基本領域（疫学、生物統計学、社会行動科学、産業環境保健学及び保健政策・医療管理学）及び関連領域の知識・技能を持つ者
- ② 研究者・高度専門職業人に必要とされる倫理観を持つ者
- ③ 国際社会や地域社会の健康課題を発見し、解決するための研究を立案・遂行し、その成果を発信することのできる能力を持つ者
- ④ 社会健康医学の高度専門家としてリーダーシップを発揮できる能力を持つ者
- ⑤ 多様な背景を持つ人々や他組織と協働して問題解決に当たることのできる実践力を持つ者

II. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1. 研究科等連係課程実施基本組織の名称

本学環は、医学・医療と社会・環境の両者に主眼を置いて、国民の健康と福祉の充実・向上を目指し、予防医学・疫学・公衆衛生学、すなわちパブリックヘルスの専門知識・技能を持ち、国内外で医療行政などに携わり、それを牽引・指導できる人材の育成を目的としている。既設のパブリックヘルス学環社会健康医学プログラム修士課程を基礎に、実践だけでなく、実践者の育成を担える人材養成のため、課程の変更を行い、博士課程を設置し、前期2年の「博士前期課程」と後期3年の「博士後期課程」に分割する。このことに伴い既存の修士課程を、博士前期課程に改める。よって、学環名の名称を既設の「パブリックヘルス学環」、英訳は「Interfaculty Initiative in Public Health」とする。プログラム名は既設の「社会健康医学プログラム」、英訳は「Social Health Medicine Program」とする。

2. 学位の名称

本博士後期課程のディプロマ・ポリシーに基づいて所定の課程を修了した者は、公衆衛生学の5つの基本領域及び関連領域の知識・技能を有し、パブリックヘルスの高度専門家としてリーダーシップを発揮できる能力や、多様な背景を持つ人々や他組織と協働して問題解決に当たることのできる実践力を有している。また、国際社会や地域社会の健康課題を発見し、解決するための研究を立案・遂行し、その成果を発信することのできる能力及び研究者・高度専門職業人に必要とされる倫理観を身に付けていることから、課程修了者には「博士（社会健康医学）」を授与し、学位英訳は Ph.D. (Doctor of Philosophy in Public Health) とする。

Ⅲ. 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の基本的な考え方

本学環は、分野横断的なカリキュラムデザインに基づく大学院プログラムを構築するために、以下のようにカリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を編成する。

- ① グローバル・スタンダードな公衆衛生学の5つの基本領域（疫学、生物統計学、社会行動科学、産業環境保健学及び保健政策・医療管理学）及び関連領域の知識・技能を修得させ、独創的あるいは学際的な研究を実践できる能力を育成する教育
- ② 研究者・高度専門職業人に必要とされる倫理観を修得させるための教育
- ③ 国際社会や地域社会の健康課題を発見し、解決するための研究を立案・遂行し、その成果を発信することのできる能力を育成する教育
- ④ パブリックヘルスの高度専門家としてリーダーシップを発揮できる能力を育成する教育
- ⑤ 多様な背景を持つ人々や他組織と協働して問題解決に当たることのできる実践力を育成する教育

2. 教育課程及び科目区分の編成

カリキュラム・ポリシーを踏まえ、教育課程を「基礎科目」「専門科目」「特別研究科目」の3つの科目群により構成する。

①基礎科目

研究者として身に付けるべき研究倫理観を修得するための2科目を必修科目とする。社会健康医学の基礎的な知識及び理論及び研究倫理観を修得する。

②専門科目

公衆衛生学の各分野（疫学、生物統計学、医療政策学、社会行動科学、環境保健学）に関する高度で専門的な知識・技法を修得する科目である。自身の研究課題に応じて6単位以上（3科目以上）を履修する。

③特別研究科目

指導教員と相談の上、各自学生のバックグラウンド・キャリアに応じた社会健康医学に関する研究に取り組み、博士論文を作成する。研究活動を通して、研究力の向上、研究成果の発信・実装するための知識や技術、研究者としての倫理観を修得する。

3. 必修科目と選択科目の構成と配当年次の考え方

博士後期課程では、様々なバックグラウンドを持った学生が入学することが想定されており、研究を開始するに当たっては、まずは基本的な研究倫理観を修得し、自身の研究にとりかかってもらう。それと同時に社会健康医学の基礎的な知識及び理論についても修得する。また、すでに本修士課程では、公衆衛生学の各分野の基礎的な内容は修得しているので、博士後期課程の専門科目の中では、さらに高度な知識や技法を修得する。これらのカリキュラムは、主に1年次に集中的に履修するものとし、2、3年次には特別研究科目に集中してもらう。

4. ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連

本学環でのディプロマ・ポリシーは、Ⅱ-3で既述したとおりであるが、①～⑤のいずれもカリキュラムの根幹である「特別研究科目」の「パブリックヘルス特別研究」と関連している。特に③～⑤とは密接に関連しており、「パブリックヘルス特別研究」を通して、研究課題を抽出し、解決するための研究計画を立案して遂行する能力を修得し、さらにリーダーシップを発揮できる行動力、多様な背景を持つ人々や他組織と協働して問題解決に当たることのできる実践力等を修得してもらう。「①グローバル・スタンダードな公衆衛生の5つの基本領域（疫学、生物統計学、社会行動科学、産業環境保健学及び保健政策・医療管理学）及び関連領域の知識・技能を持つ者」については、「専門科目」の「社会医学・行動科学」が必修となっており、講義の中で基礎的なことを修得する。さらに、「②研究者・高度専門職業人に必要とされる倫理観を持つ者」については、「基礎科目」の「研究倫理」が必修となっており、研究者としての倫理観を修得するのみならず、上述の「パブリックヘルス特別研究」を遂行する過程で、実際に研究の倫理審査等のプロセスを修得する。

5. 教育課程の特色

(1) 教育課程の特色

学位（社会健康医学）を授与するにあたり、パブリックヘルスに関する体系的な修得を可能とする教育課程を編成している。具体的には、連係する医学系研究科及び保健学研究科が開講している既存の科目のうち、公衆衛生学と関連するようなコア科目に関しては「専門科目」で履修でき、倫理を中心に、基本的なカリキュラムに関しては、「基礎科目」で履修できるようになっている。本修士課程ではすでに公衆衛生学における5領域（疫学、生物統計学、医療政策学、社会科学・行動科学、環境保健学）については、修得済みであるため、その内容をさらに実践者向けに発展させた「社会医学講義」を必修科目としている。また、どの分野の研究においても重要である「研究倫理」については、e-learning も含めて2科目履修するようになっている。

(2) 科目の配置と履修

本課程を修めるすべての大学院生に必修科目として「研究倫理」を課す。「パブリックヘルス特別研究」は、1～3年次を通して必修科目として履修するが、2～3年次には特に論文執筆に注力してもらう。そのためには、「基礎科目」や「専門科目」はなるべく1年次に集中して履修する必要がある。

なお、本博士後期課程では、多様なバックグラウンドを持つ学生が社会健康医学の分野で活躍できるような高度専門人材を養成することを目指している。そのため、本修士課程を修了していない、もしくは他大学大学院で公衆衛生のコア5科目を履修していない入学者には、本修士課程で提供される科目を受講できることとする。

6. 博士課程学生に対する支援

本学は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）に採択され、「次世代グンマ創発的博士人財インダクションプログラム

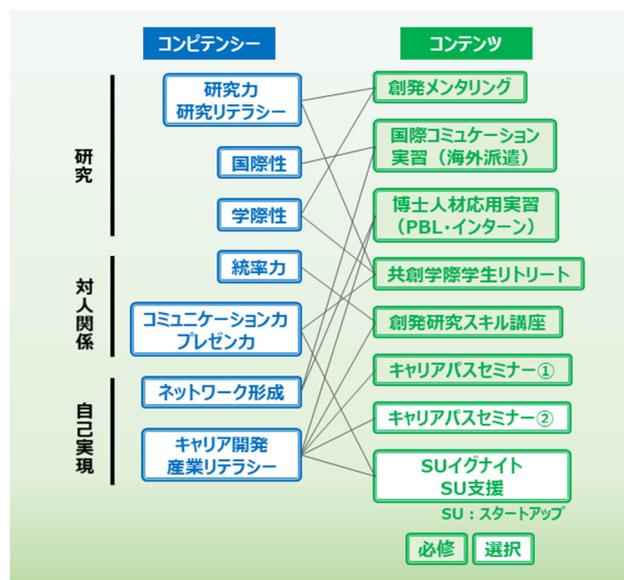
(Next-GIP)」を全学として運営している。Next-GIPでは、選抜された優秀な博士課程学生に対し、研究奨励費（生活費相当額）及び研究費の支援を行うとともに、カリキュラムを通してキャリア開発の機会を提供する。

Next-GIPでは、博士人材として必要な「人間力」として「研究」、「対人関係」、「自己実現」の三要素を定義し、それらの三要素を兼ね添えた、アカデミアのみならず、産業界など社会の多様な方面で求められるような、実践的な博士人材の育成を目指している。

博士人材として必要な「人間力」の要素に含まれる「7つのコンピテンシー」に対応した、社会の多様な方面で活躍できるための「異分野研究者によるメンタリング」や「創発研究スキル講座」「キャリアパスセミナー」など8つの教育コンテンツを提供する。

必修コンテンツである博士人材応用実習（PBL・インターン）では、本学が登録しているジョブ型インターンシップでのマッチングも可能である。

また、必修コンテンツの中で、異分野の博士学生の前で発表・質疑応答を行う機会（共創学際学生リトリート）や、海外で博士号取得者にインタビューを行い、博士号に対する価値観の違いを理解し人脈作りの機会（国際コミュニケーション実習）を設けることにより、異分野への理解や異分野とのコミュニケーション能力が養われ、学際的な素養が涵養されるとともに、学識を教授するために必要な能力を培うことができる。



(図2 次世代グンマ創発的博士人材インダクションプログラム (Next-GIP) の人材育成)

IV. 教育方法・履修指導・研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法及び特色

本博士後期課程では、既存の枠組みにとらわれず、様々な手法を融合させて地域の健康課題を解決したいという高い志を持ち、自立して研究が行える人材の育成を目指す。最初からアカデミアを目指して入学する学生だけでなく、社会経験を積んだのち入学する学生も少なくないと考えられるため、様々なバックグラウンドを持つ学生に対して学修の機会を提供できる環境を整える。本課程では、以下のような特色を持つ。

- ・ 定員は2名に設定しており、少人数制のため、「講義」科目であっても授業内で学生同士が議論を行うなどのアクティブラーニングの機会を持つことができる。多様な背景を持つ学生がお互いの立場や考え方について相互理解を促進でき、より実践的な教育が可能となる。
- ・ 授業は夜間や土曜日に開講するほか、オンラインでも受講できるようにし、社会人学生でも修学しやすいよう配慮する。
- ・ 科目は基本的に英語でも実施できるようにし、英語での講義が難しい場合は配布資料を英語で作成し、留学生の学修の機会を確保する。英語での講義は、日本人学生にとっても、重要である。グローバルに活躍するためには、英語によるコミュニケーションは必要なスキルである。

2. 履修指導

本博士後期課程における教育は、授業科目の履修と博士論文の作成指導によって行う。多様なバックグラウンド・キャリアの学生の入学が想定されることから、指導教員は個々の学生の専門性や研究課題に応じて履修指導を1対1で行う。入学時にはガイダンスを開催し、各科目の学修目標などについて詳細に説明を行う。学生は指導教員のアドバイスや履修の手引、履修モデルを参考に、各自で必要に応じた科目の履修登録を行う。

なお、本修士課程を修了しておらず、また他の大学院において公衆衛生学のコア5領域を学修していない学生については、本修士課程で開講している科目の履修を指導する。

(1) 1年次

学生は基礎科目、専門科目、特別研究科目を履修する。基礎科目の2科目と専門科目から3科目以上（6単位）、特別研究科目の1科目は必修とする。特別研究科目の「パブリックヘルス特別研究」では、1年次に指導教員と副指導教員を決定し、研究指導を受けながら研究を進める。研究指導については後述する。

(2) 2～3年次

学生は「パブリックヘルス特別研究」を履修し、研究指導を受けながら研究課題について具体的に研究を進め、博士論文を作成する。

3. 研究指導

研究指導は、学環に所属する教員の中から、原則として入学試験の際に学生が希望した主指導教員1名と副指導教員1名により行う。研究科の枠組みを超えた異分野連携型の教

育研究を特徴としているため、副指導教員は原則、指導教員とは異なる関係協力研究科の教員とする。

指導教員は、研究計画の立案、研究の実施、分析と解析、考察に至るまで、研究全体にわたって指導する。副指導教員は、研究計画の立案、研究の実施、分析と解析、考察に至るまで、当該教員の専門領域の観点から助言・指導し、学生の研究の独自性と専門性を高めるとともに、分野の枠を超えた広い視野から研究を俯瞰させ、異分野との連携を促す。指導教員は学生の研究内容をふまえ、学生と相談のうえ副指導教員を指名し、学環運営委員会で指導体制を決定する。

学生には博士論文の作成に向けた研究計画書を策定させ、指導教員と副指導教員により、博士論文作成のための研究指導を行う。

研究指導は英語又は日本語により行う。

【別紙 資料1 履修モデル】

【別紙 資料2 カリキュラムツリー】

【別紙 資料3 修了までのスケジュール】

4. 修了要件

(1) 修業年限

博士後期課程の修業年限は3年とする。ただし、在学期間に関しては、学環運営委員会及び学長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に2年以上在籍すれば足りるものとする。

(2) 修得単位数

基礎科目2単位、専門科目6単位、特別研究科目8単位を合計し、計16単位以上を修得単位とする。特別研究は、学生が指導教員の下で学位論文の作成に関連する研究活動を行う、3年間にわたる演習形式の研究指導科目であることから、その学習時間に鑑み8単位としている。

(3) 修了要件

博士後期課程に原則として3年以上在籍し、授業科目について所定の単位数を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で博士論文審査及び最終試験に合格することとする。

5. 博士論文審査

所定の単位を修得し、博士論文審査のための所定の条件を満たし、かつ博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格したものに、博士（社会健康医学）の学位を授与する。本学環における博士論文審査の手続きは次のとおりとする。

(1) 博士論文審査申請者資格（3年次9月～）

博士論文の審査を受けることができる者は、次のとおりとする。

ア 必要単位（16単位以上）を修得した者又は修得見込みの者であること。

イ 在学期間が2年以上であること。

ウ 筆頭著者（第1著者又はequal contributionと明示された第1及び第2著者）として、学術専門雑誌に申請時点で掲載又は掲載が予定されている論文を1編以上有していること。

※ 学術雑誌とは、原則として科学引用レポート（Science Citation Index Expanded又はSocial Science Citation Index）に再録されている英文学術専門雑誌、日本学術会議に登録している研究団体の学術専門雑誌とする。

（2）博士論文審査の申請（3年次9月～）

学位論文の審査を受けようとする者は、博士論文の審査申請を行う。博士論文の提出資格について学環運営委員会で審査を行い、承認が得られた場合は審査委員が選任される。

（3）論文審査委員会の設置

学位論文の審査は、本学環が設置する論文審査委員会で行う。論文審査委員会は、本学環の専任教授又は准教授の中から、学位論文毎に学環運営委員会で選出された主査1名、副査2名で編成する。また、関係協力研究科である医学系研究科と保健学研究科の教員が含まれるように編成される。主指導教員及び共著者は委員になることはできない。また、学環運営委員会が必要と認めた場合は、他の研究科、他大学院、研究機関等に所属している者を論文審査委員会に含めることができる。

（4）博士論文最終審査・口頭試問（3年次1月～2月）

学生は、公開の審査会において研究成果の発表を行う。論文審査員は提出された博士論文の内容を審査するとともに博士論文に関する口頭試問を行う。また、専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行う。結果は論文審査報告書とともに学環運営委員会に報告する。学環運営委員会は論文審査委員会の審査結果を受けて博士論文としての可否を判定する。

（5）博士論文評価基準

学位論文の審査に当たっては、以下に示す評価基準に基づき審査を行う。

- ① 本学環の理念に合致し、高い学術的価値を有し、かつ、医学・保健・ヘルスデータサイエンスの発展に寄与する研究であること。
- ② 学位論文の内容が、関連する法令や研究倫理を遵守していること。
- ③ 過去の研究を発展させ、新たな知見が得られていること。

（6）修了判定（3年次3月）

学環運営委員会は、博士論文の審査結果及び当該学生の単位取得状況を勘案し、博士後期課程修了の可否を判定する。博士論文最終審査に合格しなかった場合でも、所定の単位を修得していれば、単位取得満期退学を認める。

6. 研究の倫理審査体制

本学では、「群馬大学行動規範」及び「群馬大学科学者行動規範」を定め、科学研究に携わる者に対して基本的な考え方を提示している。また、研究活動上の不正行為防止等の対応を図るため、群馬大学研究行動規範委員会を設置するとともに、不正行為又は不正行

為に起因する問題が生じた場合における調査委員会の設置等の措置等について定めている。
また、研究活動における不正行為の防止等に関する計画を定めている。

- ・「国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」
- ・「国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規」
- ・「国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する計画」

個別に、研究実施に当たっての倫理審査及び実験の承認については、以下の全学規則を定めている。

- ・「国立大学法人群馬大学データ利用倫理審査委員会規程」
データ研究利用の正当性を保証し、研究の推進を図る。
- ・「群馬大学人を対象とする医学系研究倫理審査委員会規程」
人を対象とする生命科学・医学系研究に関し、倫理指針に基づき、倫理的及び科学的観点から研究計画の実施の適否等について審査する。
- ・「国立大学法人群馬大学遺伝子組換え実験等安全管理規程」
遺伝子組換え実験及び細胞融合実験の安全管理を確保することを目的とする。
- ・「国立大学法人群馬大学動物実験安全管理規程」
動物実験等を科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点及び教職員、学生その他実験に携わる者の安全確保の観点から、適正に行うために必要な事項を定める。

大学院生への研究倫理教育については、一般社団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育 e ラーニングを全学生に受講させている。

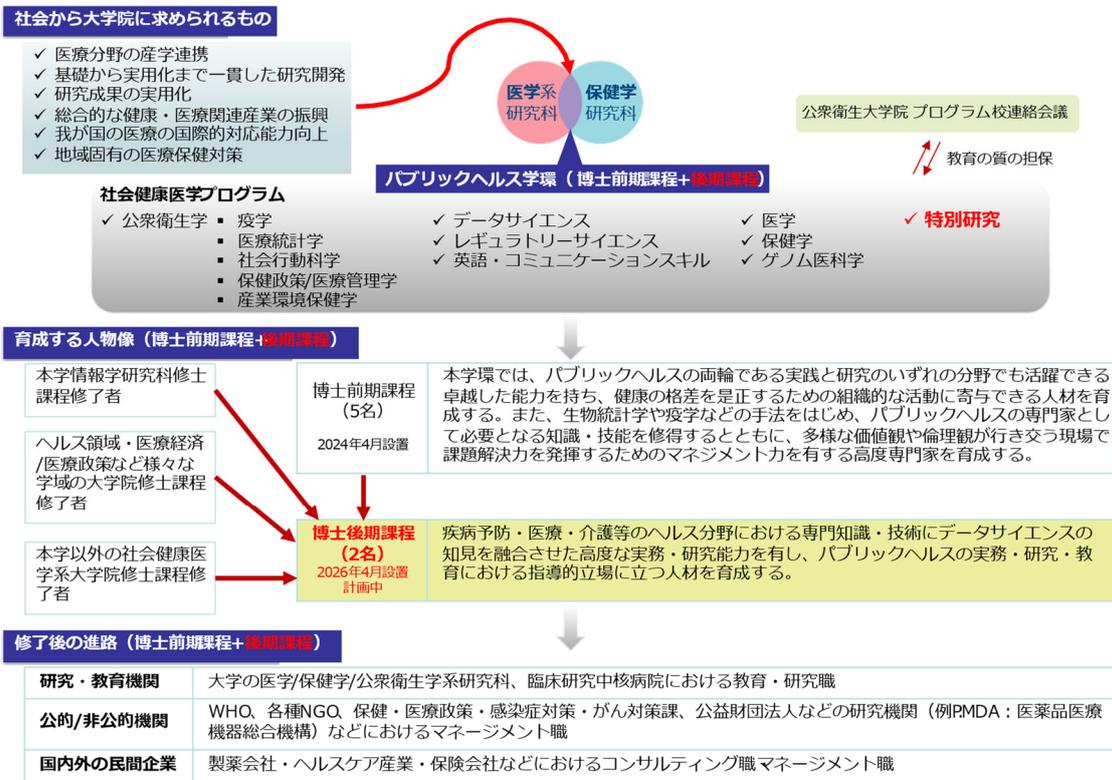
【別紙 資料4 研究倫理審査体制の規程】

V. 基礎となる修士課程との関係

パブリックヘルス学環博士後期課程の基礎となるのは、本学環の修士課程である。本申請により課程の変更を行い、博士課程を設置し、前期2年の「博士前期課程」と後期3年の「博士後期課程」に分割する。このことに伴い既存の修士課程を、博士前期課程に改める。

修士課程（博士前期課程）では、すでに公衆衛生学の5つの基本領域（疫学、生物統計学、社会行動科学、産業環境保健学及び保健政策・医療管理学）及び関連領域の知識・技能を修得している。さらに、本学環の特徴として、医学系研究科及び保健学研究科の各研究分野の知識や技術・所有機器・研究環境などの強みを相互に活かし融合することにより、独創的あるいは学際的な研究を実践できる能力を育成してきた。博士後期課程では、これらを基に、さらに発展させ、高度な研究能力と専門的な知識を深めていくことが求められる。具体的には、自ら研究課題を設定し、分析・検証を行い、社会に発信・還元する能力を養っていくことが重要である。これにより、国内外のパブリックヘルスに関する課題に対して、効果的な解決策を提案できるリーダーシップを発揮できるようになる。最終的に、本課程を修了することによって、学生は独立した研究者としての資質を身に付け、学術界のみならず、政府機関、非営利組織、国際機関など多岐にわたる分野で活躍できることを目指している。これにより、地域社会や国際社会に対して持続可能な健康改善に貢献することが期待される。

群馬大学大学院パブリックヘルス学環（博士前期課程+後期課程）



【図1（再掲） 基礎となる修士課程（博士前期課程）との関連図】

VI. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学では、群馬大学学則第 40 条第 2 項において、「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」と規定し、また、同条第 3 項において「授業は、外国において履修させることができる。多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。」と規定しており、群馬大学大学院学則で準用している。

本学では、従来から、どの研究科の学生も自由に履修できる大学院共通科目を開講しており、他のキャンパスの学生がキャンパス間を移動せずに履修できるように、Web 会議アプリケーションを用いてリアルタイムのオンライン講義を行っている。オンライン講義においても、演習課題や質疑応答の時間を設けることに加え、電子メールによる質疑応答等を行うことで、対面講義と同等の教育効果が得られるよう指導を行っている。

また、群馬大学 LMS（オープンソースで開発されている Moodle によって構築された、学習管理システム(Learning Management System)）が全学で導入されており、学生は自身の PC 環境から、授業で扱う資料の確認や、課題、小テストを提出することができる。LMS を活用したオンデマンド型講義においても、演習課題及び質疑応答を設けることで対面講義と同等の教育効果が得られている。

Ⅶ. 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本博士後期課程では、多様なバックグラウンドを持つ学生が社会健康医学の分野で活躍できるような高度専門人材を養成することを目指している。就労を継続しながら、さらなる専門的知識や技術を修得してキャリアアップを目指す社会人学生も多いと考えられ、在職のまま学び続けられる教育研究環境の整備を積極的に推進していく。

1. 修業年限

社会人入学者の修学を支援するため、入学後も社会人として職業を有する学生に対して、長期履修制度を設ける。標準修業年限は3年とするが、社会人学生の負担等に配慮して、申請により長期履修制度の利用許可を得た学生は、最長6年までの期間を限度として、計画的に履修し修了することを可能とする。長期履修における履修期間は研究の進捗状況により変更することができる。

2. 履修指導及び研究指導の方法、授業の実施方法

授業は基本的に平日の夜間（17時35分から20時45分）及び必要に応じて土曜日に集中的に開講することにより、社会人学生が受講しやすいよう配慮する。また、オンライン講義を積極的に取り入れることに加え、電子メール等による質疑応答等を行うことで、対面講義と同等の教育効果が得られるようにする。

指導教員は、社会人学生であることを考慮し、入学前に履修方法及び研究指導について綿密な打合せを行い、学生個々の状況に応じて上記の長期履修制度を活用するなど無理のない適切な履修計画を指導する。電子メールやMicrosoftのTeams等のWeb会議ツールも活用し、定例の時間帯ではなく相互の事情に合わせて弾力的に指導を行う。

3. 教員の負担の程度

前述のとおり、本学では従来から社会人学生を受け入れており、本学環を設置することにより、過度な負担はない。教員と社会人学生の双方の都合に合わせて柔軟に授業・指導を行うために、特別研究では電子メールやMicrosoftのTeams等のWeb会議ツールを利用した授業・指導を行い、両者の負担を軽減することができる。教員は裁量労働制を採用しているため、教員は自身の担当科目に合わせて負担のないように勤務することが可能である。

4. 図書館・情報処理施設の利用方法等

本学の図書館は、授業開講期間は平日9時から21時まで、土曜日は9時から17時まで開館しており、社会人学生の十分に利用可能な体制を整えている。また、情報端末、学習室、ラーニングコモンズ等が整備されている。

ネットワーク及び演習用端末の管理に加えて、各種ITサービスを提供する情報基盤部門を設置し、図書館受付に行かなくとも、専用フォームから利用方法等について問合せをすることができる。

5. 必要とされる分野であること

本学環の学位プログラムは、入口ニーズ調査として群馬大学及び周辺公立大学の学生にニーズ調査を行っている。また、出口ニーズ調査として群馬大学大学院修了生の就職先、群馬県経済同友会会員企業及び前橋商工会議所会員企業へのニーズ調査を行っている。両調査ともに、十分にニーズがあるという回答を得た。定員を満たす志願者を集めることができ、各企業から即戦力として認められることが想定される。また、従業員を対象とするリカレント教育が期待されている。

6. 教員組織の整備状況

本学環を構成する、連係協力研究科である医学系研究科及び保健学研究科では、従来から社会人学生に対して修士及び博士の学位を授与してきた実績がある。本学環設置後も専任教員を配置して、大学院教育の質を担保する。

Ⅷ. 入学者選抜の概要

本博士後期課程では、以下のアドミッション・ポリシーに基づき、一般入試、社会人入試、留学生入試を行い、様々な学生を受け入れる。

1. アドミッション・ポリシー

理念、養成する人材像及び能力、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなどを踏まえ、パブリックヘルス学環社会健康医学プログラムのアドミッション・ポリシーを以下のように掲げ、入学者選抜を実施する。

- ① 地域における多様な健康問題を解決するために必要な専門知識・技術・実践力を獲得し、公衆衛生の分野で研究者、教育者又は高度専門職業人として社会に貢献したいと考える人
- ② 既存の枠組みにとらわれず、様々な手法を融合させて健康に関する課題を解決したいという強い意欲を持つ人
- ③ 保健医療・福祉分野に限らず、修士課程修了相当の専門知識や研究能力及び語学力を有する人

2. 出願資格

次のいずれかに該当する者

- ① 修士の学位や専門職学位を有する者、又は入学前年度末までに取得見込みの者
- ② 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、又は入学前年度末までに取得見込みの者
- ③ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、又は入学前年度末までに取得見込みの者
- ④ 我が国において、外国の大学院相当として外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院）日本校を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者。
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者（平成元年文部科学省告示第118号）
- ⑦ 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学の年度当初において24歳に達した者

3. 入学者選抜方法・実施体制

入学者選抜は、学環運営委員会を中心として入試全般の企画、広報、選抜試験の実施、評価、次年度への課題整理等を行う。試験及び合否判定は、本学環のアドミッション・ポリシーに照らして、事前に設定した評価項目、評価基準、合否判定基準に基づいて実施する。合格者の決定は、筆記試験、面接の採点結果に基づいて学環運営委員会で審議し、合否判定会議で決定する。試験結果については簡易開示の方法を定め、受験生本人に開示する。

(1) 入学定員

本学環の教育課程、研究指導体制、教員数、ニーズ等の諸条件から判断して、入学定員を2名（収容定員6名）とする。この人数には社会人及び留学生も含む。入学定員は各連係協力研究科の入学定員の内数とする（医学系研究科1名、保健学研究科1名）。

(2) 選抜方法

学力試験（外国語（英語））と口頭試問を行う。

学力試験（外国語（英語））については、英語の文献を読解する能力を評価する。口頭試問では、社会健康医学や関連する保健・医療についての専門的知識や研究能力を確認する。また、出願時に提出を求める研究希望計画書について質疑応答し、研究者、教育者又は高度専門職業人としての適性及び地域の健康課題解決に寄与する意欲を評価する。社会人に対しては、修士課程在学時の成績のみで基礎学力を評価するのではなく、職務経歴を通して身に付けた知識や技術も考慮して評価するという配慮を行う。

学力試験（外国語（英語））、口頭試問、修士課程修了時の提出論文を含む業績又は第一著者として発表した学術論文を含む業績及び学業成績を総合して評価し、本博士後期課程が掲げるアドミッション・ポリシーに合致した人物を選抜する。

出願に当たっては、研究指導を希望する教員と出願前に連絡を取り、研究テーマについて話し合うことを義務付ける。学生が自身の希望する専門分野や研究テーマを指導できる教員を選ぶことができるよう、募集要項や学環ホームページから学環に所属する各専任教員の研究テーマを確認できるようにしている。

出願資格のいずれかに該当する者のうち、日本国籍を有しない者を対象に、留学生入試を行う。日本人学生と同様に学力試験（外国語（英語））と口頭試問を行うが、外国語（英語）については、英文による設問・回答にて受験することができる。また、口頭試問は原則、英語で行い、その後、日本語能力に関する試問を行うことがある。口頭試問のために来日することが困難な場合は、出願時に外部英語試験スコアを提出している場合限り、インターネットを利用したインタビュー等を行う措置を取る。学力試験（外国語（英語））、口頭試問、出願書類（本学環への志望動機、希望する研究の概要等）を含めた総合成績により判定する。

IX. 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色

1. 教育研究実施組織の編成の考え方

本学では、平成 26 年度に教員組織を部局管理の教育組織から分離して大学の一元管理として、学長のリーダーシップにより機動的・戦略的な大学運営が可能になる「学術研究院」を創設した。このため、教員は従来の学部・研究科・センター等に所属するのではなく、各専門領域の研究者から構成される学術研究院に所属している。

本学環の教員組織は、人々の健康を増進し、疾病を予防するとともに、地域・国・地球レベルの健康への脅威に対処し、健康水準の格差を是正するための組織的な活動に寄与する最先端研究を推進し、公衆衛生学の両輪である実践と研究のいずれの分野でも活躍できる卓越した能力を持った人材を育てるため、データサイエンスの分析力と実践力を磨き、公衆衛生学の専門家として必要となる知識・技能とともに、多様な価値観や倫理観が行き交う現場で課題解決力を発揮するためのマネジメント力のある高度専門家を育成するために、学術研究院から、医学系研究科及び保健学研究科を主担当とする教員の参画により構成される。

2. 教育研究実施組織の特色

本学環は、医学系研究科 8 名（教授 8 名）及び保健学研究科 9 名（教授 9 名）の教員で構成される。

完成年度の年齢構成は、50 歳代 7 名、60～64 歳 5 名、65 歳以上 5 名となっており、本学環博士後期課程設置後に、長期間の発展を見据えることのできる構成となっている。完成年度までに定年を迎える教員については、必要に応じて補充し、教育の継続性を損なわないようにする。

なお、「国立大学法人群馬大学教職員就業規則」において、教員の定年は 65 歳と定めている。

【別紙 資料 5 国立大学法人群馬大学教職員就業規則】

3. 教員のエフォートの管理

本学環に所属する教員は、連係協力研究科である医学系研究科又は保健学研究科をそれぞれ兼務し、各研究科と連携を行いながら教育組織の運営を行う。

本学環との従事比率（エフォート）については、授業の開講数や学生指導の有無等を考慮した上で、教員の教育研究に支障がでないよう適切に管理する。

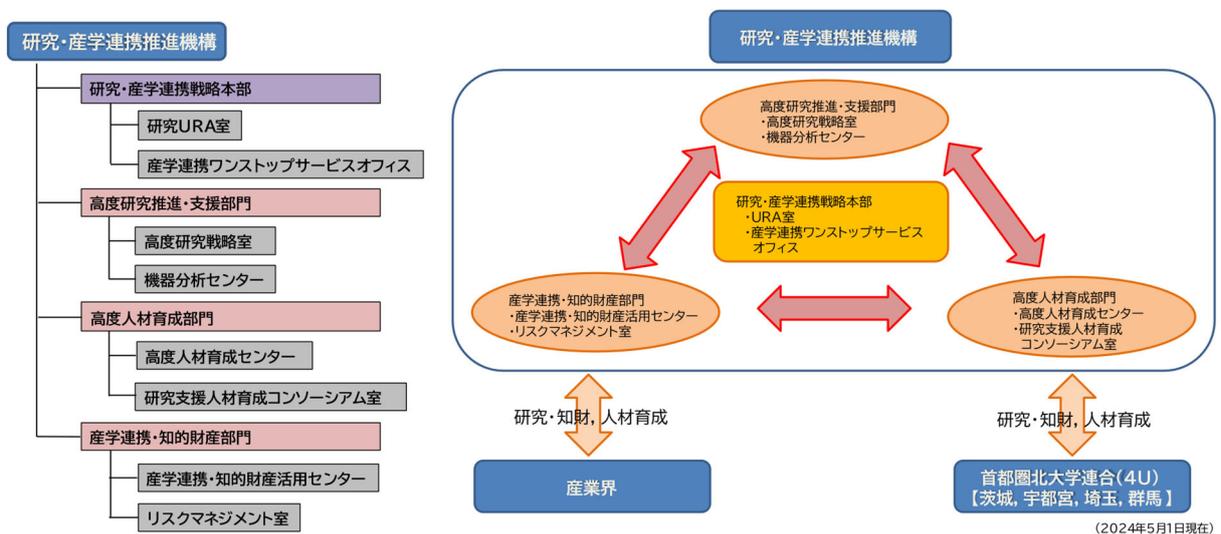
授業科目については、その大半は連係協力研究科においてすでに開講されているものであり、本学環に授業科目を提供する教員の教育エフォートは現状から大きく変わらない。また、研究指導についても、既存の研究科で行っている研究指導に対するエフォートの一部が本学環へ移行すると考えられるので、研究指導に対するエフォートが大きく増加することはない。

X. 研究の実施についての考え方、体制、取組

1. 研究の実施体制

群馬大学では、優れた研究成果を生み出し、そこに携わる人材を育成し、知的財産の管理・運用などを円滑に進めながら、研究の一層の高度化とその成果を広く社会に還元することを目指している。この研究活動の支援には、整備が進んできた本学の研究・産学連携推進機構が重要な役割を果たす。

群馬大学研究・産学連携推進機構では、全学的な研究戦略の策定と研究環境整備を行う「高度研究推進・支援部門」、研究者及び研究支援者の育成を担う「高度人材育成部門」、知的財産の管理活用及びリスク管理を担う「産学連携・知的財産部門」の3部門体制と、これら3部門を統括する「研究・産学連携戦略本部」を設置している。さらに研究URA室を機構内に設置し、それらが有機的に連携し、研究の推進から成果の社会実装までを組織的支援のもとに行っている。



(図3 機構の構成及び機能連携図)

2. サポートする技術職員やURAの配置状況、その役割等

2024年5月1日現在、教室系技術職員として44名（医学部8名、大学院医学系研究科3名、理工学部23名、生体調節研究所4名、総合情報メディアセンター4名、研究・産学連携推進機構1名、医学部附属病院1名）がおり、研究・産学連携推進機構研究URA室に研究URA4名（副主幹研究URA1名、主任研究URA2名、研究URA1名）が配属されている。

研究URAは、本学の研究戦略と産学連携戦略を踏まえ、研究活動等の調査・分析、科学技術・学術政策等の動向把握、競争的研究費等に係る情報収集・分析及び申請支援、プロジェクト研究推進の支援、産学官連携推進の支援等を実施し、大学の研究力の強化に資する活動に取り組んでいる。

3. URAの活動

- (1) 共同研究などの産学連携推進活動と社会実装支援
企業連携支援、研究広報活動支援、共同研究マネジメント等
- (2) 競争的研究費等の獲得支援
科研費申請支援、大型研究費申請書のブラッシュアップ支援等
- (3) 研究企画戦略運営支援
論文業績調査、学術論文データベースを用いたIR調査等

XI. 施設・設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本学環の教育・研究は、前橋市に所在する群馬大学昭和キャンパスで実施する。昭和キャンパスには、連携協力研究科である医学系研究科及び保健学研究科のほか、医学部附属病院、生体調節研究所、重粒子線医学研究センター等が所在しており、本学環の教育・研究を実施する上で十分な環境が整っている。昭和キャンパスの既存の施設・設備等が利用可能である。

○昭和キャンパス

校地面積 122,812 m²、体育館 2,010 m²

2. 校舎等施設の整備計画

本学環は、既存の施設及び設備を利用する。利用に当たっては、連携協力研究科である医学系研究科及び保健学研究科と、昭和キャンパスの施設及び設備を管理する部局が連携して、教育研究を推進していく。

施設・設備等の整備が必要となる場合は、医学系研究科及び保健学研究科において、計画的に整備する。

大学院生の研究室についても、既存の学生研究室を利用する。

【別紙 資料6 大学院学生研究室 見取図(例)】

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学は、教育研究上必要な図書館資料の収集、整理及び提供並びに学術情報を提供し、本学の学生及び教職員の教育、研究、調査及び学習に資することを目的に附属図書館を設置している。附属図書館は、荒牧キャンパスの中央図書館、昭和キャンパスの医学図書館及び桐生キャンパスの理工学図書館で構成されており、座席数は、全体で 1,057 席、蔵書数は、全体で図書 606,590 冊（うち外国書 180,883 冊）、学術雑誌 22,800 種（うち外国書 10,698 種）、学術雑誌のうち電子ジャーナル 8,051 タイトル（うち外国書 6,441 タイトル）となっている。また、電子的資料に対応するためのリポジトリの構築や電子ジャーナル・各種データベースの整備を行っている。

各図書館には、ラーニングcommonsが整備され、ディスカッションしながら学習できる「場」を提供している。さらに、ネットワーク管理に加えて各種 IT サービスを提供する情報基盤部門を設置し、本学の情報化と情報セキュリティ体制の強化を進めている。

自キャンパスの図書館に所蔵していない資料で、他キャンパスの図書館が所蔵している資料については、OPAC からのオンライン手続きにより予約・取寄せが可能となっている。また、学外の大学・機関所蔵の資料については、Web 版相互利用申込サービスを用いて現物貸借及び文献複写を依頼することで補完している。

XII. 管理運営

1. 全学大学院の教学管理体制

大学教育・学生支援機構大学教育センター大学院教務委員会が担う。

2. 研究科等連係課程の教学管理体制

研究科等連係課程に責任者として「学環長」を置く。

・「学環運営委員会」

管理体制は、教授会に相当する組織として設置する「学環運営委員会」で行う。「学環運営委員会」は学環に参画する専任教員によって構成され、研究科等連係課程における学生の入学、課程の修了及び学位授与のほか、教育研究に関する重要事項を審議する。

また、必要に応じて、個別事項を実質的に審議する機関として、各種の委員会等を置くことができる。

「学環運営委員会」で審議した重要な事項については、必要に応じて全学の委員会で報告して、全学的に周知を行う。また、連係協力研究科に関する事項については、必要に応じて、当該研究科の教授会で報告をすることで、研究科等連係課程開設後の運営について、連係協力研究科と緊密に関係する。

XIII. 自己点検・評価

本学では、教育研究評議会において、教育及び研究の状況について自己点検及び評価に関する事項を審議しており、具体的な検討は、全学組織である大学評価室と研究科等の評価組織を中心に取り組んでいる。

まず、群馬大学学則第2条第3項及び群馬大学大学院学則第3条第3項の規定に基づき、評価を担当する理事を長として、各研究科等の専任教員等で構成された大学評価室において、自己点検・評価及び外部評価の実施並びに認証評価並びに第三者評価など、大学全体の評価に係る企画・立案や、実施に際しての総括的な業務を行っている。また、各研究科等においても、それぞれ評価組織を設置し、教育研究の質保証・改善向上について継続的な取り組みを行っている。

この他、年2回の「中期計画カルテ」による中期目標・中期計画の進捗管理を行うなど、自己点検・評価を実施しており、結果を教育研究の質の改善・向上に役立てている。

XIV. 情報の公表

本学では、学校教育法第113条「大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。」の趣旨に則り、大学情報の公開・提供及び広報について、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公開している。具体的な情報提供活動は、次のとおりである。

1. ホームページによる情報提供

(1) 大学ホームページを活用した情報提供

トップページのアドレス：<https://www.gunma-u.ac.jp/>

(2) 教育研究活動等の状況に関する情報の公表（学校教育法第113条）

①大学の教育研究上の目的について

・基本理念、目標、学則・各学部等の教育研究上の目的

②教育研究上の基本組織について

・教育研究組織

③教員組織及び教員数並びに各教員が有する学位及び業績について

・教員組織・教員数、教員の有する学位及び業績

④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、入学者数、収容定員及び在学者数、卒業・修了者数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画について

・カリキュラム・ポリシー、カリキュラムマップ、シラバスDB

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準について

・ディプロマ・ポリシー、学位論文の評価基準

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境について

・キャンパスの概要・（土地・建物面積）、運動施設の概要、課外活動の状況・（クラブ・サークル活動）、休憩を行う環境その他の学習環境（学部・大学院、附属施設・図書館、大学生協）、交通手段

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用について

・授業料、入学料、教材購入費等、授業料等免除・入学料等免除・奨学金制度、寄宿費、その他施設利用料

⑨大学が行う学生の修学、進路選択、心身の健康等に係る支援について

・学生の修学支援、進路選択への支援、心身の健康等への支援、留学生支援、障害者支援

⑩学位論文の評価基準

①～⑩のアドレス：<https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902>

トップページ>大学概要>情報公開>教育情報

⑪その他（学則、大学院学則、学部・研究科等の設置計画の概要、授業評価、教員評価、国立大学法人評価、認証評価、第三者評価）

・規則集

(アドレス : <https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/>)

- ・学部・研究科等の設置計画の概要

(アドレス : <https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1807>)

- ・授業評価、教員評価、国立大学法人評価、認証評価、第三者評価

(アドレス : https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001)

2. SNSによる情報提供

(1) YouTube (アドレス : <https://www.youtube.com/user/GunmaUniversity>)

(2) X (アドレス : https://x.com/gunma_uni_ad)

(3) LINE (アドレス : https://page.line.me/gunma_univ_pr)

(4) Instagram (アドレス : https://www.instagram.com/gunma_univ/)

(5) Facebook (アドレス : <https://www.facebook.com/gunma.university>)

3. 広報誌・印刷物等による情報提供

(1) 大学概要及び各学部の広報パンフレット

(2) 大学広報誌『GU' DAY』(年2回発行)

XV. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

本学では、平成28年に大学教育・学生支援機構のもとに設置した教育基盤センターを大学教育センターへと改編し、教育改革推進室を設置するなど、全学の教育改革を推進するための体制を整備した。

各研究科等において、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果をフィードバックして教育方法等改善を行っている。

修了生を対象として、修学期間全体についての教育内容等に関する満足度調査を行っている。また、教育の質の改善に資することを目的として、修了生の就職先機関を対象に、社会から求められるニーズ等のアンケート調査を実施している。

FD研修として、平成21年から、学外から大学教育の専門家を招聘して、全学FD連続講演会「大学教育のグランドデザイン」を開催している。

また、大学等の運営の在り方について一層の高度化及びこれを担う大学職員の資質能力の向上が求められていることから、本学では年度毎に学内研修計画を作成し、係員から管理職までの各職階に見合ったSD研修を計画的・体系的に実施している。

具体的には、特定の階層で求められる基礎的な知識及び技能全般を習得することを目的とした「階層別研修」では、係長級職員を主な対象として、職務遂行に必要な能力を身に付けさせ、本学の管理運営の重要な担い手を育成することや、新規採用職員・若手職員に対して、職務遂行に必要な基礎的な知識や心構えを身に付けさせ、資質能力の向上及び職務に対する視野の拡大を図る研修を行っている。また、全職員が身に付けておくべき基礎的な知識及び技能を習得することを目的とする「底上げ型」の「基礎研修」では、情報セキュリティ、資金の適正な執行、ハラスメント防止、個人情報管理等に関して理解を深めている。大学職員としての専門的な知識及び技能を身に付けることを目的とする「選択型・選抜型」の「スキルアップ研修」では、働き方改革・生産性向上、チームビルディング、英語研修、経営戦略、広報戦略等のテーマにおいて各資質向上に取り組んでいる。その他、自己啓発、福利厚生等を目的とした「特別研修」を実施している。これらの研修を通じて、職員の資質・能力向上を図っている。

なお、研修には e ラーニングを活用することで、多くの職員が受講できるよう工夫している。

